

福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後
<p>第1条～第9条（略） （劇場等の避難階段等）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する劇場等の階段は、施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は同条第3項に規定する特別避難階段（以下「特別避難階段」という。）としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第123条第2項第2号並びに同条第3項第1号、<u>第2号、第9号及び第11号</u>の規定は、適用しない。</p> <p>第11条～第18条（略） （木造の共同住宅等の内装）</p> <p>第19条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（<u>特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。</u>）を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第128条の5で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で行わなければならない。</p> <p>第20条～第21条（略） （自動車修理工場の防火区画）</p> <p>第22条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、<u>施行令第112条第12項</u>の規定により区画された場合を除き、その作業場部分及びその他の部分を準耐火構造とした壁若しくは下地を不燃材料で造るとともに仕上げを不燃材料で行った壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>第23条～第29条（略） （百貨店等の敷地等の道路との関係）</p> <p>第30条（略） 2（略） 3 前項の空地内には、地盤面からの高さが3メートル以上あり、かつ、主要構造部が耐火構造若しくは<u>施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準</u>（<u>主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。</u>）に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物の部分突き出すことができる。</p> <p>第31条～第39条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （劇場等の避難階段等）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する劇場等の階段は、施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は同条第3項に規定する特別避難階段（以下「特別避難階段」という。）としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第123条第2項第2号並びに同条第3項第1号から第3号まで、<u>第10号及び第12号</u>の規定は、適用しない。</p> <p>第11条～第18条（略） （木造の共同住宅等の内装）</p> <p>第19条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（<u>法第2条第9号の2イ又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物を除く。</u>次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第128条の5で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で行わなければならない。</p> <p>第20条～第21条（略） （自動車修理工場の防火区画）</p> <p>第22条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、<u>施行令第112条第17項</u>の規定により区画された場合を除き、その作業場部分及びその他の部分を準耐火構造とした壁若しくは下地を不燃材料で造るとともに仕上げを不燃材料で行った壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>第23条～第29条（略） （百貨店等の敷地等の道路との関係）</p> <p>第30条（略） 2（略） 3 前項の空地内には、地盤面からの高さが3メートル以上あり、かつ、主要構造部が耐火構造若しくは<u>一時間準耐火基準に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物の部分突き出すことができる。</u></p> <p>第31条～第39条（略）</p>

（施行期日） 公布の日（令和元年12月19日）